

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）	給与チーム	1頁
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	給与チーム	2頁
	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	給与チーム	8頁
	平成15年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則	給与チーム	10頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正	給与チーム	12頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	給与チーム	13頁
	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	給与チーム	13頁
	平成14年改正給与条例附則第2項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける公立学校職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則	給与チーム	14頁

### お 知 ら せ

平成15年11月29日付け三重県公報号外により、知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(三重県条例第50号)教育委員会関係分、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(三重県条例第53号)、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(三重県条例第54号)、平成15年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則(三重県人事委員会規則第3号)、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(三重県人事委員会規則第4号)、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(三重県教育委員会規則第5号)、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(三重県教育委員会規則第6号)、平成14年改正給与条例附則第2項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける公立学校職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則(三重県人事委員会規則第7号)が、次のように公布されました。

(教育委員会関係分抜粋)

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を以下に公布します。

平成十五年十一月二十九日

三重県知事 藤田 昭 徳

三重県条例第五十号

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「百分の二百四十」を「百分の二百十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

(平成十五年十二月の期末手当の額の特例)

3 平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一般職に属する県職員との権衡を考慮して、同項ただし書の規定により得た額の範囲内で教育委員会が定める額とする。

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の二百十五」を「百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の二百十五」を「百分の二百三十」に改める。

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十五年十一月二十九日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五十二号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「一万四千円」を「一万三千五百円」に改める。

第十五条の三第二項第二号中「三千円」を「二千七百円」に改める。

第二十三条第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の九十」を「百分の七十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	-	-	311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
40	361,400				
再任用職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考(一) この表は、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	-	-	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
再任 用職 員以 外の 職員	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任 用職 員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第9条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	-	-	205,400	265,200	306,800
	2	139,000	176,600	212,500	274,600	316,900
	3	144,500	183,000	219,700	284,000	326,900
	4	151,300	189,400	227,400	293,500	336,900
	5	157,900	196,100	235,500	303,200	346,900
	6	165,500	202,600	243,700	312,800	356,500
	7	173,100	209,200	252,100	322,600	366,000
	8	179,300	215,600	260,400	332,100	375,500
	9	185,400	222,400	268,700	341,500	385,000
	10	190,700	229,700	277,000	350,700	394,500
	11	196,100	236,600	285,200	359,800	404,000
	12	201,300	243,300	293,200	368,200	412,600
	13	206,200	249,800	301,100	376,800	420,700
再任用職員以外の職員	14	211,000	256,200	308,800	384,500	426,700
	15	215,400	261,700	316,100	390,600	432,400
	16	219,800	267,100	323,100	396,300	436,300
	17	223,900	272,100	329,500	400,900	440,000
	18	228,100	277,200	335,500	405,400	443,900
	19	231,500	281,600	339,400	409,200	447,500
	20	234,400	286,000	343,400	412,600	451,100
	21	237,400	289,200	346,800	416,100	
	22	239,700	291,700	349,500	419,500	
	23	241,400	294,000	352,100	422,900	
	24		295,700	354,400		
	25		297,500	356,700		
	26		299,200	358,700		
	27		301,100	360,800		
	28		302,800	362,900		
	29			365,100		
	30			367,300		
	再任用職員		188,400	215,500	253,400	301,000

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四 (第9条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400
再任用職員以外の職員	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500	
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800	
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900	
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900		
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500		
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100		
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100			
	23			300,000	353,000	373,800	413,300				
	24			302,000	355,200	376,400	416,700				
	25			303,900	357,600	379,000					
	26			305,700	359,800	381,600					
	27			307,600	362,100						
28			309,600	364,300							
29			311,500								
30			313,400								
31			315,300								
32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第一条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該番号に掲げる」を「応じ、当該番号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十六条第二項第二号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が四万五千円を超えるときは、その額と四万五千円との差額の二分の一（その差額の二分の一が一万円を超えるときは、一万円）を四万五千円に加算した）」を「が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額は」を「額は、支給単位期間につき」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中の「支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第二十三条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあつては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるところによる。

一 公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号。附則第四項及び第五項において「任期付職員条例」という。）第四条第三項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第五十一号）第五条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十五年十二月の期末手当の額の特例)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第二十三条第二項(同

条第三項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第五十一号）第五条の規定による改正後の任期付職員条例第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第三十条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第四条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」といふ。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」といふ。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（給与条例第十六条の二第二項に規定する規則で定める額を除く。）、くき地手当（給与条例第十七条の三の規定による手当を含む。）及び管理職手当の月額額の合計額に百分の一・〇九を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤奨手当の合計額に百分の一・〇九を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける者その他の規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該規則で定める額の合計額」とする。

（規則への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十五年十一月二十九日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五十四号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

現 業 職 員 給 料 表

区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	131,900	165,000	201,200	253,900	293,500
	2	134,400	171,800	207,200	262,300	301,900
	3	138,800	177,700	213,400	270,800	310,900
	4	143,300	184,400	220,000	279,400	320,200
	5	148,500	191,400	226,200	288,000	329,500
	6	154,300	198,600	234,600	296,400	338,700
	7	160,200	205,700	243,500	304,800	348,000
	8	170,700	213,300	252,500	313,100	357,200
	9	177,400	221,100	260,900	321,100	366,100
	10	184,400	229,000	269,300	328,500	374,800
	11	190,200	236,400	277,600	335,900	382,300
	12	195,500	242,800	285,700	343,100	387,800
	13	200,700	249,200	293,600	349,600	392,800
	14	205,800	255,400	301,300	370,700	396,200
	15	210,700	258,900	311,400	376,000	399,700
再任 用職 員以 外の 職員	16	215,100	263,700	315,600	380,900	403,100
	17	219,900	268,200	322,400	385,400	406,500
	18	224,900	272,900	328,400	389,800	409,900
	19	229,700	277,500	334,400	394,000	413,300
	20	234,500	281,800	337,500	397,200	416,700
	21	239,300	285,400	339,900	400,400	420,100
	22	243,400	288,000	342,400	403,600	423,500
	23	247,400	290,300	344,600	406,800	426,900
	24	251,200	292,600	347,000	410,000	430,300
	25	254,400	294,600	349,200	413,200	433,700
	26	256,700	296,600	351,400	416,400	437,100
	27	258,800	298,500	353,600	419,600	440,500
	28	260,700	300,300	355,800	422,800	
	29	262,000	302,200	358,000	426,000	
	30	263,400	304,000	360,200	429,200	
再任 用職 員		150,100	215,300	251,700	269,000	292,800

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則をここに公布します。

平成十五年十一月二十九日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第三号

平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則

（改正給与条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第一条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第五十三号。以下「改正給与条例」という。）附則第五項の規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正給与条例第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第二十三条第一項後段又は第三十条第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年六月一日（同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正給与条例第一条の規定による改正前の給与条例第二十三条第一項後段、第二十四条第一項後段又は第三十条第七項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在籍した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員
- 二 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）の適用を受ける職員
- 三 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員
- 四 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の適用を受ける職員
- 五 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員
- 六 三重県教育委員会教育長
- 七 特別職に属する県職員
- 八 国家公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の職員、日本郵政公社の職員又は他の地方公共団体の職員
- 九 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第三条第一項第二号において「公益法人等派遣条例」という。）第十二条第一号に規定する退職派遣者

（新たに職員となつた者の改正給与条例附則第五項第一号の給料等の月額額の算定の基準となる日の特例）

第二条 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正給与条例附則第五項第一号の月数の算定）

第三条 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」といふ。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号から第五号までに掲げる者その他三重県教育委員会（以下「県委員会」といふ。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」といふ。）と協議して定めるもの（以下この号及び次条において「一般職員等」といふ。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち一般職員等として勤務した期間（同項において「特定一般職員等期間」といふ。）を除く。）
  - 二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号、以下「法」といふ。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいふ）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいふ）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいふ）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項又は公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいふ）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号、第四号において「育児休業法」といふ。）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいふ）又は福利厚生等休暇期間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号、第四号において「勤務時間条例」といふ。）第十七条第一号に規定する福利厚生等休暇を与えられていた期間をいふ）
  - 三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいふ）
  - 四 育児休業法第九条第二項若しくは勤務時間条例第十六条第三項若しくは第十七条の二第三項の規定により給与を減額された期間又は勤務時間条例第十七条第二号の規定による承認を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間
  - 五 前各号に掲げる期間以外の期間であつて、給与条例第二十七条第一項の規定により給与を減額された期間
- 2 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定める月数は、平成十五年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- 一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間（特定一般職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月
  - 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（特定一般職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（特定一般職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正給与条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の一・〇九を乗じて得た額（第五条において「附則第五項第一号基礎額」といふ。）に満たないもの  
（一般職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）
- 第四条 改正給与条例附則第六項及び同項の規定により読み替へて適用する改正給与条例附則第五項の規則で定める者は、一般職員等とする。
- 2 改正給与条例附則第六項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。
- 3 改正給与条例附則第六項の規定により読み替へて適用する改正給与条例附則第五項の権衡を考慮して規則で定める額は、一般職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、一般職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。ただし、これにより難しい場合にあつては、他の職員との均衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して特に認める額とする。  
（端数計算）
- 第五条 附則第五項第一号基礎額又は改正給与条例附則第五項第一号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
（雑則）
- 第六条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。
- 附 則  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。  
(平成十五年三月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 2 平成十五年三月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則(平成十四年 <sup>三重県人事委員会</sup>  
<sup>三重県教育委員会</sup>規則第十二号)は、廃止する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成十五年十一月二十九日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年 <sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>第四号)の一部を次の

ように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

- 8 前項の様式について、電子計算組織により当該様式に準じた帳票の作成が行われるときは、当該帳票をもつて当該様式に代えることができる。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第一条の三関係)

調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等 教育職給料 表	一級	九、三〇〇円。ただし、一号給六、六三三円、三号給六、九二二円、四号給七、二三六円、五号給七、五九二円、六号給七、九九六円、七号給八、四六六円、八号給八、七四三円、九号給九、〇四五円
	二級	一一、七〇〇円。ただし、二号給八、五九九円、三号給八、九一〇円、四号給九、二三五円、五号給九、五五八円、六号給九、九二三元、七号給一〇、四〇八円、八号給一〇、九二六円、九号給一一、四四八円
	三級	一三、〇〇〇円
	四級	一四、一〇〇円
中学校・小 学校教育職 給料表	一級	八、四〇〇円。ただし、一号給六、六三三円、三号給六、九二二円、四号給七、二三六円、五号給七、五九二円、六号給七、九九六円
	二級	一一、六〇〇円。ただし、二号給七、三三〇円、三号給七、七〇四円、四号給八、一〇九円、五号給八、五九九円、六号給八、九二〇円、七号給九、二三五円、八号給九、五五八円、九号給九、九二三元、十号給一〇、四〇八円、十一号給一〇、九二六円、十二号給一一、四四八円
	三級	一二、五〇〇円

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年十一月二十九日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）

の一部を次のように改正する。

別表第七の二中

「	<table border="1"> <tr> <td>非常勤職員加給率制</td> <td>12加給</td> </tr> </table>	非常勤職員加給率制	12加給	を	「	<table border="1"> <tr> <td>非常勤職員加給率制</td> <td>11加給</td> </tr> </table>	非常勤職員加給率制	11加給	に改める。	」
非常勤職員加給率制	12加給									
非常勤職員加給率制	11加給									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十一条又は第二十三条の規定を適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年十一月二十九日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「いづ）の職員」の下に「日本郵政公社の職員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十四年改正給与条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける公立学校職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成十五年十一月二十九日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第七号

平成十四年改正給与条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける公立学校職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則

平成十四年改正給与条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける公立学校職員の給料の切替え等に関する規則（平成十四年 三重県人事委員会規則 第十一号）は、廃止する。  
三重県教育委員会規則

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社